建 設 水 道 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。

議 案 番 号	件　　名	審 査 結 果
第119号議案	長崎市営住宅条例の一部を改正する条例	原 案 可 決
第124号議案	平成27年度長崎市一般会計補正予算（第２号） 第１条 第２項中 歳出　第８款　土木費 第11款　災害復旧費	原 案 可 決

建設水道委員会報告（条例等）

第１１９号議案「長崎市営住宅条例の一部を改正する条例」につきまして、建設水道委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

今回の改正は、市営住宅や共同施設の管理等に関する重要事項を長崎市住宅審議会において調査審

議するため、長崎市営住宅審議会を廃止するとともに、福島復興再生特別措置法の一部改正に伴い関係条文を整理しようとするものです。

委員会におきましては、

・今回設置される長崎市住宅審議会の委員に官公庁関係者が対象から外れている理由についてただすなど、内容検討の結果、異議なく原案を可決・決定しました。

建設水道委員会（補正予算第２号）

第１２４号議案「平成２７年度長崎市一般会計補正予算　第２号」のうち、建設水道委員会所管部分における審査の経過並びに結果について、特に、質疑・意見が集中した点をご報告いたします。

予算編成に当たっての重点化方針につきましては、各部局の重点的取り組みについて、

・土木技術職員の技術の継承方法、

・水道未給水地区と下水道未整備地区の解消にかかる市の見解

・南北幹線道路の進捗状況と西彼杵道路との関係性

・九州新幹線西九州ルートの整備にかかるフリーゲージトレインの開発状況、

・中部下水処理場の廃止時期と跡地の活用策、

についてただしました。

次に、各款の審査につきましては、

まず、土木費において、田手原町にある防空壕の埋め戻しと防災処理を行い、里道や民家に対する被害を防止するための防空壕安全対策費が計上されています。

委員会におきましては、

・今回対象となっている地区以外の今後の防空壕安全対策、

・市内における防空壕調査の実施時期と防空壕の把握状況、

についてただすなど内容を検討しました。

次に、同じく土木費において、平成２６年度に市営住宅の退去数が見込みを上回ったこと、及び住宅の明け渡し時に入居者負担で行うべき退去修繕の進行管理を、前指定管理者が遅延させたことに伴い、平成２７年度当初に集中的に退去修繕がずれ込んだことから、退去修繕の後に市の負担で行う空家修繕の対象住戸が当初の見込みを超過し、修繕料に不足が生じる見込みとなったことにより増額補正を行うための、市営住宅管理費が計上されています。

委員会におきましては、

・退去修繕完了前に施工業者へ工事費として敷金を支払うなどの不適切な事務処理や、退去から次の入居まで６ヶ月以上の期間がかかり、家賃収入が市に入らない状態であったことは問題であることから、指定管理者を含めた市営住宅の管理体制

のあり方

についてただしました。

この点について理事者から、

これまでは、市は敷金精算報告書の確認を行うのみで、工事完了の確認を行っていなかった。

また、市営住宅における空家の全体的な進行管理を行っていなかったことから、今後は、管理体制や修繕方法を見直し、空家募集がスムーズに実施できるよう管理を行っていきたい。

との答弁がなされました。

そのほか、

・指定管理における適正な人員配置、

・退去者と市におけるトラブルの有無、

・財源を家賃収入ではなく一般財源としている理由、

・市営住宅の退去についての入居者からの申し出時

期を早める考えの有無、

についてただすなど、内容を検討しました。

以上、審査経過の概要をご報告いたしましたが、

その結果、

市営住宅の管理については、

・市民の利便性向上につなげるため、退去から入居までの期間短縮に努めてほしい、

・市と指定管理者の双方のチェック体制を強化してほしい、

・不適切な敷金精算の流れがあった場合の指定管理者へのペナルティについて検討してほしい、

などの要望を付した賛成意見が出され、異議なく原案を可決すべきものと決定しました。